

教材制作委託業務公募型プロポーザル方式の実施要領

1 趣 旨

タブレット端末用ドリル教材を導入することにより、個々の学力や進度に合わせて苦手分野の克服をするための繰り返し学習や、さらに学力を向上するために発展的な学習に取り組ませる等、児童生徒一人ひとりに個別最適化された学びをめざす。

また、タブレット端末用ドリル教材と同業者の学力到達度検査を採用して実施することにより、日々のドリル学習の達成度等の分析データを、学力到達度検査による学力の定着度に反映させたり、個人の達成度を全国データと比較したりすることで、より細かく児童生徒の学力を分析し、きめ細やかな指導へつなげる。

2 業務の概要

(1) 業務名

教材制作委託業務

(2) 業務の概要

- ア 学力到達度検査の実施に係る必要物品の搬入及び分析
- イ タブレット端末用ドリル教材及びそれに係る必要物品の搬入とコンテンツ管理
- ウ その他三次市が必要と認め、業者が合意する業務

(3) 契約の種類

委託契約

(4) 委託業務内容

- ア 学力到達度検査の実施に係る必要物品の搬入及び分析
- イ 学力到達度検査に向けての学習教材の提供
- ウ 学力到達度検査に基づく個人の学習記録の作成及び補充教材の提供
- エ 生活・学習意識調査の提供
- オ 授業及び家庭学習で使用できるタブレット端末用ドリル教材の提供
- カ タブレット端末用ドリル教材における自動採点機能
- キ 学年及び校種を超えて予習・復習ができる教材の提供
- ク 活用問題，リスニング問題，高校入試問題等の教材提供
- ケ 児童生徒の情報を管理するシステムやセキュリティシステム
- コ ヘルプデスク等の相談窓口
- サ 使用方法等についてマニュアル作成
- シ 三次市及び学校が主催する研究会，研修会，会議等での指導
- ス その他三次市が必要と認め、委託業者が合意した事項

(5) 業務履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。(別紙，実施計画による)

(6) 業務先

- ① 三次市立小学校(21校)

河内小学校, 三次小学校, 粟屋小学校, 十日市小学校, 八次小学校,
酒河小学校, 清河小学校, 神杉小学校, 田幸小学校, 和田小学校,
川地小学校, 川西小学校, 甲奴小学校, 小童小学校, 君田小学校, 布野小学校,
作木小学校, 吉舎小学校, 八幡小学校, みらさか小学校, 三和小学校

② 三次市立中学校 (12校)

三次中学校, 十日市中学校, 塩町中学校, 川地中学校, 八次中学校,
甲奴中学校, 君田中学校, 布野中学校, 作木中学校, 吉舎中学校,
三良坂中学校, 三和中学校

(7) 事業費

款) 10教育費 項01) 教育総務費 目03) 教育振興費 事業) 教育振興経費
令和2年度から令和3年度 12,000千円

3 担当部局

三次市教育委員会 学校教育課

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

電話 0824-62-6187 FAX 0824-62-6288

E-mail gakkou@city.miyoshi.hiroshima.jp

4 参加資格要件

- (1) 三次市の競争入札参加資格者名簿(業種:役務の提供,人材派遣)に登載されていること。(三次市の競争入札参加資格の認定を受けていない場合は,所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類を契約担当課(総務部財政課)へ提出。契約担当課において,入札参加資格認定に準じた審査を行い,資格を満たすかどうかを判断し,同等と認められたものは参加できるものとする。)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 当該業務での3年以上の実績を有し,確実に業務の履行及び継続ができること。

5 参加表明手続

(1) 申込期間

令和2年12月25日(金)から令和3年1月22日(金)午後5時まで(必着)

(2) 申込方法

参加意向申出書(様式第1号)に記入,押印のうえ,持参または郵送で提出する。
郵送の場合は簡易書留郵便とし,上記期限までに到着したものに限り。

6 実施要領に関する質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出

質問は,任意の様式でファクシミリ又は電子メールで担当課へ提出する。

なお,質問書には,担当の部署,担当者氏名,電話,ファクシミリ番号及び電子メ

ールアドレスを併記すること。電話での質問は受け付けない。

(2) 質問の受付期間

令和3年1月13日(水)午後5時まで(必着)

(3) 質問に対する回答

提出された質問については、令和3年1月18日(月)までに、全事業者へ一斉にファクシミリ又は電子メールで回答する。

7 説明会について

本プロポーザルに係る説明会は開催しない。

8 企画提案書作成要領

(1) 提案内容

参加意向申出書を提出した者は、実施要領により提案書及び参考見積書を作成すること。

(2) 文書様式

ア 提案書(A4縦 任意様式)

- ① 会社情報
- ② 学力到達度検査について
- ③ 生活・学習意識調査について
- ④ タブレット端末用ドリル教材について
- ⑤ ドリル学習の達成度等の分析データと学力到達度検査結果の分析の関連について
- ⑥ 教職員への研修体制について
- ⑦ 効果的な活用方法について
- ⑧ 管理・セキュリティについて
- ⑨ その他

また、次に挙げる項目については、各質問についての回答を明記すること。

項目	質問
④ タブレット端末用ドリル教材について	・他学年や他校種の問題を使った予習や復習が可能かどうかについて
⑧ 管理・セキュリティについて	・管理マニュアルの有無について
⑨ その他	・次年度以降に継続して契約した場合の費用について

イ 参考見積書(A4縦 任意様式)

本実施要領の2で示す業務の事業費の上限(消費税及び地方消費税込)以内で、参考見積金額(消費税及び地方消費税込)を記載すること。

(3) 提出方法

持参または郵送とする。

郵送の場合は簡易書留郵便とし、下記期限までに到着したものに限り。

- (4) 提出先
三次市教育委員会学校教育課
- (5) 提出期限
令和3年1月29日(金)午後5時まで(必着)
- (6) 提出部数
10部(書面)
※ 1部は社名等を記載の上、ホッチキス留めせずクリップ等で留めて提出すること。9部は社名等の提案者が特定される記載は行わず、ホッチキスで留めて提出すること。
- (7) 著作権等の取扱い
採用された提案の著作権は、三次市に帰属する。

9 ヒアリングについて

- (1) ヒアリングの有無
提案書についてヒアリング(公開プレゼンテーション方式及び操作デモンストレーション)を行う。
- (2) 日時
令和3年2月3日(水)午後13時00分～15時00分
- (3) ヒアリングの内容
提案書についての説明(20分)
質疑応答
※審査委員に操作体験をさせるなど、実機を用いた操作デモンストレーションを必須とする。
- (4) 評価項目

評価項目	No	評価内容
会社情報	1	経営方針及び本業務に関する基本方針について
	2	業務内容等について
	3	学力到達度検査とタブレット端末用ドリル教材の採用状況について
学力調査	4	検査問題の内容、構成について
	5	学習データの集計・全国データによる分析について
	6	特別な配慮が必要な児童生徒への対応について (ルビ, 拡大文字, 読み上げ等の配慮)
	7	学習改善に向けての手立てについて
	8	生活・学習意識調査について
ICT教材	9	タブレット端末用ドリル教材を活用した学習支援について
	10	個々の学習をきめ細やかに支援することができるAI型ドリルの機能について

	1 1	機能のカスタマイズや拡張の容易性について
	1 2	アプリケーションのレスポンス速度等の操作性について
	1 3	他学年や他校種での活用について
研修体制	1 4	研修会及び学校への研修体制について
管理体制	1 5	児童生徒の情報管理体制及びセキュリティ体制について
	1 6	調査問題の配送及び回収方法について
	1 7	緊急時の連絡体制及びユーザーサポート体制について
その他	1 8	次年度以降、継続して契約する場合の業務体制等について

1 0 失格事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合には、提出書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外を行うことがある。
- (2) 提出者又はその関係者は、審査に関して、選考委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とする。

1 1 審査方法及び審査基準等

(1) 審査方法

三次市教材制作委託業務選考審査委員会で、提出された提案書及びヒアリングを基に別紙審査基準により審査を行い、評価点の最も高い者を受託候補者とする。

(2) 審査結果の通知

令和3年2月中旬予定

提案業者へ結果を郵送にて通知する。

審査結果について、電話等での問い合わせには応じない。

(3) 審査委員

副市長	堂本 昌二 堀川 亮
総務部長	細美 健
経営企画部長	宮脇 有子
校長会代表	三和小学校 飯田 直美 三良坂中学校 吉浪 徳香
学校教育課	事務局付課長 赤木 実 指導主事 信田 育実

1 2 契約に関する基本的事項

市は、受託候補者と提案内容を基に業務内容及び委託料について協議を行い、協議が調った場合に見積書を徴し、予算の範囲内で委託契約を締結する。

1 3 スケジュール

令和2年12月25日(金)	公募開始
令和3年1月13日(水)	質問書の受付期限
令和3年1月18日(月)	質問に対する回答期限
令和3年1月22日(金)	参加意向申出書の受付期限
令和3年1月29日(金)	提案書の受付期限
令和3年2月3日(水)	ヒアリング(プレゼンテーション方式)実施
令和3年2月下旬	審査結果の報告・提案業者へ通知
令和3年3月中旬	契約締結

1 4 その他の留意事項

- (1) 企画提案に関するすべての費用は、参加申請業者の負担とする。
- (2) 企画提案に関する資料は返却しない。
- (3) 提出書類を受理した後、内容の追加及び修正は認めない。
- (4) 参加意向申出書及び提案書の提出は、1参加企業につき1申請とする。
- (5) 提出書類は、目的以外には使用しない。
- (6) 募集要項配付後は、関係部署及び学校教育課への営業活動等の情報収集活動を禁止する。
- (7) 三次市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、委託業者の企画提案書及び審査結果の平均点を公表するものとする。
- (8) 参加意向申出書の提出者が無い場合は、本プロポーザルを取りやめる。取りやめる場合は、市ホームページに掲載し公表することとする。
- (9) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加申請業者に対して市は一切の責任を負わないものとする。